



平成24年11月20日

各 位

会 社 名 株式会社セプテーニ・ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 光紀  
(JASDAQ コード番号 4293)  
問合せ先 常務取締役 清水 一身  
(TEL. 03 - 6863 - 5623)

## 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の導入に関するお知らせ

当社は、平成24年11月20日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。)を決定するとともに、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)の具体的内容を決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。本プランは、平成24年12月21日開催予定の当社第22回定時株主総会(以下「本総会」といいます。)において、買収防衛策の導入及び改廃等の決定権限及び対抗措置としての新株予約権無償割当ての実施に関する事項の決定権限を株主総会に与える旨の定款変更を経た上で、本総会における株主の皆様のご承認を条件に導入することといたします。

なお、本プランの導入を決定した取締役会には、当社監査役全員(すべて社外監査役)が出席し、本プランの具体的な運用が適切に行われることを条件として、本プランの導入について賛成する旨の意見を表明しております。また、平成24年9月30日現在の当社大株主の状況は、別紙4のとおりですが、本日現在、特定の第三者から当社取締役会に対して当社株券等の大規模買付行為に該当する行為に関する提案がなされている事実はありません。

### I. 会社の支配に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式等の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式等の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

但し、株式等の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な時間や情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉を行う必要があると考えております。

## II. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

### 1. 企業理念及び企業価値の源泉

当社グループは、平成2年の創業以来、社是である「ひねらんかい（知恵を出そう、工夫しよう）」精神のもと、何度か主力事業を転換しながら成長を続けてまいりました。このような成長を支えてきたのは一貫して「人材力」と考えます。起業家精神に富む情熱的で優れた人材とそのような人材が集まる企業文化・環境こそが、当社グループの企業価値を生み出す最大の源泉であります。

現在は、インターネット広告代理業を中心とした「ネットマーケティング事業」、ソーシャルゲーム等のデジタルコンテンツを提供する「メディアコンテンツ事業」という2つの事業分野を軸に事業を展開しております。このような変化と競争の激しい事業分野において競合優位性を維持するためには、スピード感のある事業運営や変化への対応力が求められますが、それらを実現するのも人材や組織の力によるところが大きいと考えます。

当社グループは今後も「人」にフォーカスした経営を推進することで既存事業の成長と新規事業の創出に取り組み、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めてまいります。

### 2. 企業価値向上のための取組み（中期経営計画）

当社グループはこの10年余り、インターネット広告代理業を中心とするネットマーケティング事業が業績を牽引し大きな成長を遂げてまいりました。同事業は依然として成長過程にあるものの、インターネットビジネスを取り巻く環境がメディアやデバイスの進化に伴い大きく変化する中で、昨今ではより成長性・収益性の高いビジネスモデルを構築できる機会が拡大しております。そうした中、当社グループでは、次なる高成長事業をグループ全体で創出・育成し、今後も持続的な企業価値向上を実現するために、3カ年の中期経営計画（平成23年9月期～平成25年9月期）を策定し実行しております。

本中期経営計画では、「セプテーニ・オリジナル」というコンセプトのもと、成長分野への積極投資を通じて自社サービス中心の業態へ転換し、高成長・高収益のビジネスモデルを構築していくことに主眼を置いております。具体的には、「モバイル」「ソーシャル」「プラットフォーム」を今後の注力分野として位置づけ、これらの分野で新規事業を積極的に創出・育成するとともに既存事業の新領域を開拓していくことで、当社グループの更なる成長と収益性の向上を目指してまいります。

### 3. コーポレート・ガバナンスについて

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、持株会社体制によりグループ経営機能と事業執行機能を明確に分離し、グループ事業に対する統制・モニタリング機能を強化することを通じて、健全で透明性の高い経営風土を醸成し、継続的な企業価値の向上を目指すものであります。

当社では、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため取締役の任期を1年としております。各取締役は、職務分掌にもとづき、権限の集中を排除するとともに相互に監視・牽制する体制をとりながら業務執行を行っております。一方、監査役については、現在選任されている3名は全て会社法の定める社外監査役となっております。常勤監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行について厳正な監視を行っております。

当社では、持続的な企業価値向上のため、今後も更なるコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

### Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本プラン導入の目的

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なう大規模買付行為に対しては、適切な対抗措置を迅速かつ的確に講じることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要性があると認識しております。かかる認識の下、当社は、大規模買付行為が行われる場合に、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なう買付行為でないかどうかを株主の皆様が判断することや、株主の皆様のために当社取締役会が大規模買付者と交渉を行うことを可能とするために、事前に大規模買付行為に関する必要な情報を提供すること、並びに、その内容の評価、検討、交渉及び意見形成、代替案立案のための期間を確保するための枠組みとして、本プランを導入することを決定いたしました。

#### 2. 本プランの内容

##### (1) 本プランの対象となる大規模買付行為

本プランは、以下の①若しくは②に該当する当社株券等の買付け又はこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が事前に賛同の意思を表明した買付けを除きます。以下「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）は、本プランに定められた以下の大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守しなければならないものとします。

- ① 当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）及びその共同保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付行為
- ② 当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付け（注6）に係る株券等の株券等所有割合（注7）及びその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付開始行為

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」を意味します。以下①において同じです。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「保有者」を意味し、同条3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下同じとします。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」を意味し、同条第6項の規定に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」を意味します。以下同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する「株券等」を意味します。以下②において同じとします。

- (注6) 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する「公開買付け」を意味します。以下同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」を意味します。以下同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」を意味します(当社取締役会がこれに該当すると認められた者を含みます。)。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

## (2) 大規模買付ルールの内容

### ① 大規模買付者による意向表明書の事前提出

大規模買付者は、大規模買付行為の実施に先立ち、当社代表取締役社長宛に、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約のほか、以下の内容を日本語で記載した意向表明書を提出しなければならないものとします。

当社取締役会は、当社株主の皆様のご判断のために必要と認められる場合には、大規模買付者から意向表明書を受領した旨を適切な時期及び方法により公表します。

#### (i) 大規模買付者の概要

- (イ) 大規模買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (ロ) 代表者の役職・氏名
- (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
- (ニ) 大株主又は大口出資者(保有する株式数又は出資割合上位10名)の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ヘ) 設立準拠法

#### (ii) 大規模買付者が現に保有する当社株券等の数及び意向表明書提出日前60日間における大規模買付者の当社株券等の取引状況

- #### (iii) 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要(大規模買付者が大規模買付行為により取得する予定の当社の株式の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株式の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等(注9)その他の目的がある場合はその旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。))を含みます。)

(注9) 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行に令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。以下同じとします。

### ② 大規模買付者による情報提供

上記①の意向表明書をご提出いただいた場合には、当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を受領した日の翌日から10営業日(初日不算入)(注10)以内に、当社株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成等のために必要な情報として大規模買付者に提供を求める情報(以下「大規模買付情報」といいます。)を記載したリスト(以下「大規模買付情報リスト」といいます。)を上記(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたします。

(注10) 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

大規模買付者は、大規模買付情報リストの各事項に対応する大規模買付情報を日本語で記載した書面を当社代表取締役社長宛に提出するものとします。大規模買付者が大規模買付情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を求めることがあります。また、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対して、当社取締役会が別途請求する追加の情報を提供するよう要請します。

大規模買付情報リストの具体的な項目は、当社取締役会が当該大規模買付行為の内容に照らして決定しますが、原則として以下の情報が含まれるものとします。

- (i) 大規模買付者及びそのグループの詳細（その名称、沿革、資本金の額又は出資金の額、発行済株式の総数、代表者、役員、出資者その他の構成員の氏名、職歴及び保有する株式の数その他の会社等の状況、直近2事業年度の財政状態及び経営成績その他の経理の状況、並びに、大規模買付者のグループの関係（資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革を含みます。）を含みます。）
- (ii) 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨、その目的及びその理由を含みます。）
- (iii) 買付対価の種類及び金額（有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載していただきます。）、並びに当該金額の算定の基礎及び経緯（算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大規模買付者が最近行った取引の価額と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の氏名又は名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。）
- (iv) 大規模買付行為に要する資金の調達状況及び当該資金の調達先の概要（資金提供が実行されるための条件、資金提供後の担保・誓約事項の有無及び内容、また、預金の場合には、預金の種類別の残高、借入金の場合には、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合には、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。）
- (v) 大規模買付者が既に保有する当社株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vi) 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契

約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容

- (vii) 支配権取得又は経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画及び議決権の行使方針。当社と同種事業を目的とする会社その他の法人(日本以外の国におけるものも含まれます。)に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無及びその内容・実績等。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性
- (viii) 純投資又は政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針その他の投下資本の回収方針、及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性
- (ix) 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、又は大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- (x) 大規模買付行為に際して第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
- (xi) 当社株券等を買付けた後の当社の従業員の処遇、取引先、顧客、地域社会等の当社の利害関係者との関係、及び大規模買付行為の完了後にこれらを変更する予定がある場合には、その具体的内容
- (xii) 大規模買付者及びそのグループのコーポレート・ガバナンスの考え方

なお、当社は、大規模買付者から提供を受けた情報のうち、当社株主の皆様のご判断のために必要と認められる事項を、適切な時期及び方法により公表します。

また、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報の提供として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと合理的に判断した場合には、速やかにその旨を大規模買付者に対して通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、適切な時期及び方法によりその旨を公表します。

### ③ 当社取締役会による検討及び意見の表明

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に依じて、以下の(i)又は(ii)の期間(いずれも初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替立案のための期間(以下「取締役会検討期間」といいます。)として設定します。大規模買付者は、取締役会検討期間が終了するまで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

- (i) 対価を金銭(円貨)のみとし当社株券等の全てを対象とする公開買付けによる大規模買付行為の場合には、情報提供完了通知日より起算して最大で60日間
- (ii) その他の大規模買付行為の場合には、情報提供完了通知日より起算して最大で90日間

但し、上記(i)(ii)いずれの場合においても、取締役会検討期間は、当社取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします(延長の期間は最大30日間とします。)。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を大規模買付者に対して通知するとともに、株主の皆様にも適切な時期及び方法により公表します。

当社取締役会は、取締役会検討期間を開始する場合には、大規模買付者に対してその旨を通知するとともに、当社株主の皆様への判断のために必要と認められる場合には、株主の皆様にもその旨を、適切な時期及び方法により公表します。

当社取締役会は、取締役会検討期間中において、必要に応じて適宜フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の外部の専門家(以下「専門家等」といいます。)の助言を得ながら、大規模買付者から提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値ひいては株主の皆様への共同の利益の確保又は向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容を検討するものとします。当社取締役会は、これらの検討を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適切な時期及び方法により公表します。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、大規模買付者から提出された大規模買付情報に、重大な虚偽の記載が含まれていた場合には、後記(3)①(i)に定める大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合と同様の措置をとることができるものとします。

#### ④ 買付提案が変更された場合

大規模買付者は、買付提案の変更を行う場合(以下、かかる変更後の買付提案を「変更買付提案」といいます。)、変更買付提案に係る大規模買付情報を当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会は、必要に応じて適宜専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提出された変更買付提案に係る情報が大規模買付情報として十分であるか否かを検討し、変更買付提案に係る情報が、当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために十分ではないと判断した場合には、大規模買付者に対して、改めて変更買付提案に係る必要な情報の提出を求めるものとします。

この場合、変更前の買付提案に係る取締役会検討期間が開始されているか否かにかかわらず、変更買付提案に係る大規模買付情報として十分な情報の提出があった日をもって、変更買付提案に係る取締役会検討期間の開始日として、上記③に記載する取締役会検討期間を設けるものとします。

当社取締役会は、変更買付提案に係る取締役会検討期間を開始する場合には、大規模買付者に対してその旨を通知するとともに、当社株主の皆様への判断のために必要と認められる場合には、株主の皆様にもその旨を適切な時期及び方法により公表します。

但し、取締役会検討期間開始日以降に買付提案が変更された場合であって、当社取締役会が、変更買付提案と変更前の買付提案とを比較して、変更前の買付提案から重要な変更がないと判断した場合には、変更買付提案に係る取締役会検討期間として新たな期間を設けず、従前の取締役会検討期間開始日を起算点とした取締役会検討期間

が引き続き存続するものとします。

当社取締役会は、大規模買付者から提出された変更買付提案に係る大規模買付情報のうち、株主の皆様の意思決定に資するものと判断した情報については、適切な時期及び方法により公表します。

### (3) 大規模買付行為への対応方針

#### ① 対抗措置の発動の要件

##### (i) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守せず大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上を目的として、必要かつ相当な対抗措置の発動を決議することができるものとします。

かかる場合であっても、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守して大規模買付行為を行うことを真摯に実行することが確認された場合には、下記④に基づき、発動した対抗措置を中止する場合があります。

また、当社取締役会は、大規模買付行為の内容、大規模買付者から提供された情報の内容、時間的余裕等の諸般の事情を考慮の上、株主の皆様の意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らして適切であると判断した場合等には、下記②に基づき株主総会を開催することができるものとします。この場合、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動について当該株主総会の決議に従うものとします。

対抗措置の発動により、大規模買付者については、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性がありますので、予め注意を喚起いたします。

##### (ii) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守して大規模買付行為を行う場合

###### (イ) 原則的対応

当社取締役会としては、取締役会決議の結果を公表するにとどめ、原則として、対抗措置は発動しません。株主の皆様におかれましては、当社取締役会が公表した決議の結果及び大規模買付情報等に基づいて、当該買付提案に応じるか否かの意思決定を行っていただくこととなります。

###### (ロ) 買付提案の内容が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を害するおそれがあると認められる場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守して大規模買付行為を行う場合であっても、当社取締役会が大規模買付者による買付提案の内容が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものと認められ、対抗措置の発動が相当であると認めた場合（原則として、別紙1に掲げるいずれかの行為に該当すると判断される場合をいいます。）には、株主総会を開催いたします。この場合にも、基本的には当社取締役会の責任事項であると考えますので、株

主総会において十分なお説明を申し上げます。

## ② 株主意思確認のための株主総会の開催

当社取締役会は、上記①(ii)(ロ)に該当する場合、又は上記①(i)に該当し、かつ当社取締役会が必要と認める場合には、取締役会検討期間終了後、原則として60日以内に株主総会を開催するものとし、大規模買付行為への対応措置の発動についての承認に関する議案を上程するものとし、但し、大規模買付者が買付条件を変更したことにより、対抗措置発動の必要性・相当性がないと当社取締役会が判断した場合には例外的に株主総会の開催を中止することがあります。

大規模買付者は、当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主総会が終了するまで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

当社取締役会は、当該株主総会において、対抗措置の発動についての議案が承認可決された場合、直ちに対抗措置を発動いたします。

これに対し、当該株主総会において、対抗措置の発動についての議案が否決された場合、当社取締役会は大規模買付ルールに基づく対抗措置の発動は行わないものとし、代替案の提示、株主の皆様に対する説得行為等を行うに留めます。

対抗措置が発動されると、大規模買付者については、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性がありますので、予め注意を喚起いたします。

いずれにしましても、本プランにおいては、買収提案の内容が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがあるものであることを理由として対抗措置を発動するためには、大規模買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合を除き、必ず、株主総会による承認を得ることが必要であることから、取締役会の恣意的な判断による対抗措置の発動を防止する仕組みが確保されています。

## ③ 対抗措置の内容

本プランに基づき発動する対抗措置は、会社法その他の法令及び当社の定款上認められる、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを採用するものとします。

具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われる場合に株主の皆様に割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の概要は、別紙2に記載のとおりです。

## ④ 発動した対抗措置の中止

当社取締役会又は当社株主総会が上記①に記載の手続に従って対抗措置の発動を決議し、当社取締役会が対抗措置を発動した場合であっても、以下のいずれかの事由に該当する場合には、発動した対抗措置を、当社取締役会の決議により中止し、速やかにその旨を公表いたします。

(i) 大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合その他対象とな

る買付け等が存在しなくなった場合

- (ii) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、且つ、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益の確保又は向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないとは判断するに至った場合

但し、対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合には、本新株予約権の無償割当ての権利落ち日（注11）の前々営業日までは、本新株予約権の無償割当てを中止する場合がありますが、権利落ち日の前営業日以降は中止しないものとします。権利落ち日の前営業日以後に対抗措置を中止すべき事情が発生したと当社取締役会が判断した場合には、実質的に中止と同様の効果を持たせるために、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいて、大規模買付者を含む全株主の新株予約権を当社が当社株式と交換に取得するものとしたします。また、その他の対抗措置についても、当社取締役会は適宜同様の中止や見直しをすることができるものとします（注12）。

（注11）別紙2第1項において定義される「割当基準日」から起算して3営業日前の日を意味します。

なお、金融商品取引所における現行の3日目決済を前提としており、これが変更されればそれに対応してスライドして変更されます。以下同じとします。

（注12）一般に、新株予約権割当基準日の権利落ち日以降は、金融商品取引所では、権利落ち（その後売買される株式には新株予約権が付されない）を前提とした株価で株式売買が行われますが、その後新株予約権を当社が無償取得して防衛策発動全体を中止すると、実際には新株が発行されないことになり、一旦下落した株価が理論的には直前株価まで戻ることになってしまいます。このような結果は、いたずらに市場に混乱を生じかねないことになると考えられますので、権利落ち日以降は原則としてそれらの新株予約権に対して株式を割り当てることとするものがあります。

#### （4）本プランの有効期間、廃止及び変更

##### ① 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、その後も本プランを継続する場合には、当該定時株主総会において、改めて、株主の皆様様に、本プランの継続の可否について判断していただくこととします。

##### ② 本プランの廃止及び変更

上記①に定める有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合には、当社取締役会の決議に基づいて、本プランを修正し又は変更することができるものとします。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び

(変更の場合には) 変更の内容その他の事項について、速やかにその旨を公表いたします。

### 3. 本プランの合理性

#### (1) 買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定められた三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を全て充足するとともに、株式会社大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則 第11条」に準拠しております。

また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

#### (2) 株主共同の利益の確保・向上を目的として導入されていること

本プランは、株主の皆様のご共同の利益を確保し又は向上させることを目的として導入するものであり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、株主の皆様が、必要かつ十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、当該大規模買付行為の提案に応じるか否かをご判断できる仕組みとなっております。

#### (3) 株主の皆様の意思を反映するものであること

当社は、本プランの導入につきましては、本定時株主総会において、本プランの導入に関する議案を付議し、当該議案が承認されることを条件としております。また、本定時株主総会において本プランの導入が承認された場合であっても、有効期間を3年間とするサンセット条項が付されております。

さらに、上記2.(4)に記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会又は株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、当該決議に従い、本プランは変更又は廃止されることから、この点でも株主の皆様の意思が反映される内容となっております。

#### (4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記2.(3)①に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

#### (5) 当社取締役会における外部専門家からの意見の取得

上記2.(2)③に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動等につきましては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家等の助言を得た上で検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されるこ

とになります。

#### (6) デッドハンド型やスロー・ハンド型買収防衛策ではないこと

上記2.(4)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会において、いつでも廃止することができるものとされております。したがって、本プランは、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっているため、いわゆるスロー・ハンド型（取締役の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する）の買収防衛策でもありません。

### 4. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

#### (1) 本プランの導入時において株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランは、導入時点において本新株予約権の無償割当てを行うものではありませんので、導入時点では株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、上記2.(3)①に記載のとおり、大規模買付者が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針は異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

#### (2) 対抗措置を発動した場合に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランにおける対抗措置の仕組み上、大規模買付者以外の株主の皆様が法的権利又は経済的側面において格別の損失または不足の損害を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会又は当社株主総会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てに係る決議を行った場合には、当社取締役会又は当社株主総会が設定する割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対して、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられることとなります。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても株主の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主の皆様が保有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

但し、本新株予約権の割当てを受けた株主の皆様が、所定の行使期間内に、権利行使のために必要な手続を行わなかった場合、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により議決権比率及び経済的価値が低下することとなります（但し、当社普通株式を取得対価とした取得条項に基づく取得の結果として当社普通株式が交付される場合を除きます。）

また、本新株予約権については、対抗措置発動の対象となる大規模買付者の行使又は

取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会又は当社株主総会が対抗措置として本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、上記2.(3)④に記載の手續等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止を決定する場合がありますが、この場合には、株主の皆様が保有する当社1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

### (3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様が必要となる手續

#### ① 新株予約権の無償割当てにより必要となる手續

対抗措置の発動として、当社取締役会又は当社株主総会において、無償割当てを実施することを決議した場合には、当社取締役会又は当社株主総会が定めた本新株予約権の割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該本新株予約権無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手續は不要です。

このように、新株予約権無償割当てにおいては、当社取締役会又は当社株主総会が別途定める割当基準日における株主の皆様は本新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、割当基準日における株主名簿に株主として記録されている必要があります。

#### ② 当社による本新株予約権の取得に伴って必要となる手續

当社が、所定の手續に従って、当社取締役会又は当社株主総会が定める一定の日において、本新株予約権を取得する際には、株主の皆様は、ご自身が本新株予約権者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合がございます。

取得の対象として決定された本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることになります。

以 上

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合

- (1) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を釣り上げて高値で当社の株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を大規模買付者又はそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (5) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件(買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれらに限られません。)が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
- (6) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (7) 大規模買付者による支配権の取得により、当社の株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益が著しく毀損される等、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上を著しく損なうと判断される場合、又は大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値の比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて明らかに劣後すると判断される場合
- (8) 大規模買付者の経営者又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている等大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
- (9) その他(1)乃至(8)に準じる場合で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上を著しく損なうと判断される場合

以上

新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当ての対象となる株主等

当社取締役会又は当社株主総会が、別途定める一定の日（以下「割当基準日」といいます。）における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（但し、割当基準日において当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で本新株予約権を割り当てます。

2. 本新株予約権の総数

割当基準日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（但し、同日において、当社の保有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とします。

3. 本新株予約権の無償割当てが効力を生じる日

当社取締役会又は当社株主総会にて別途定めるものとします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である当社普通株式の数は1株とします。但し、当社が株式の分割（株式の無償割当てを含みます。）又は併合等を行う場合には、当社取締役会又は当社株主総会が新株予約権無償割当て決議によって定める調整式による調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式1株当たりの払込金額を1円以上で当社取締役会又は当社株主総会が定める額とし、これに本新株予約権の目的である株式の数を乗じた額とします。

6. 本新株予約権の行使条件

下記の者（以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使できないものとします。

① 特定大量保有者（注1）

② 特定大量保有者の共同保有者

③ 特定大量買付者（注2）

④ 特定大量買付者の特別関係者

⑤ ①乃至④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者

⑥ ①乃至⑤に該当する者の関連者（注3）

なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権の無償割当てに係る決議において別途定めるものとします。

7. 本新株予約権の譲渡による取得

本新株予約権の譲渡による取得には、当社取締役会の承認を要するものとします。

8. 本新株予約権の行使期間

当社取締役会又は当社株主総会において定めるものとします。

9. 当社による本新株予約権の取得の条件

当社取締役会又は当社株主総会で定めるものとしますが、本新株予約権には、一定の事由が生じたことを条件として、当社が、当社普通株式を取得対価として、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があります。

また、当社取締役会が、発動した対抗措置の中止若しくは撤回を決議した場合又は当社取締役会若しくは当社株主総会が別途定める日の到来をもって、当社が、全ての本新株予約権を無償で取得することができる旨又はこれと引換に新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付する旨の条項（取得条項）を付する場合があるものとします。

10. 本新株予約権に係る新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、発行しないものとします。

11. その他

その他必要な事項については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会又は当社株主総会が定めるものとします。

以上

---

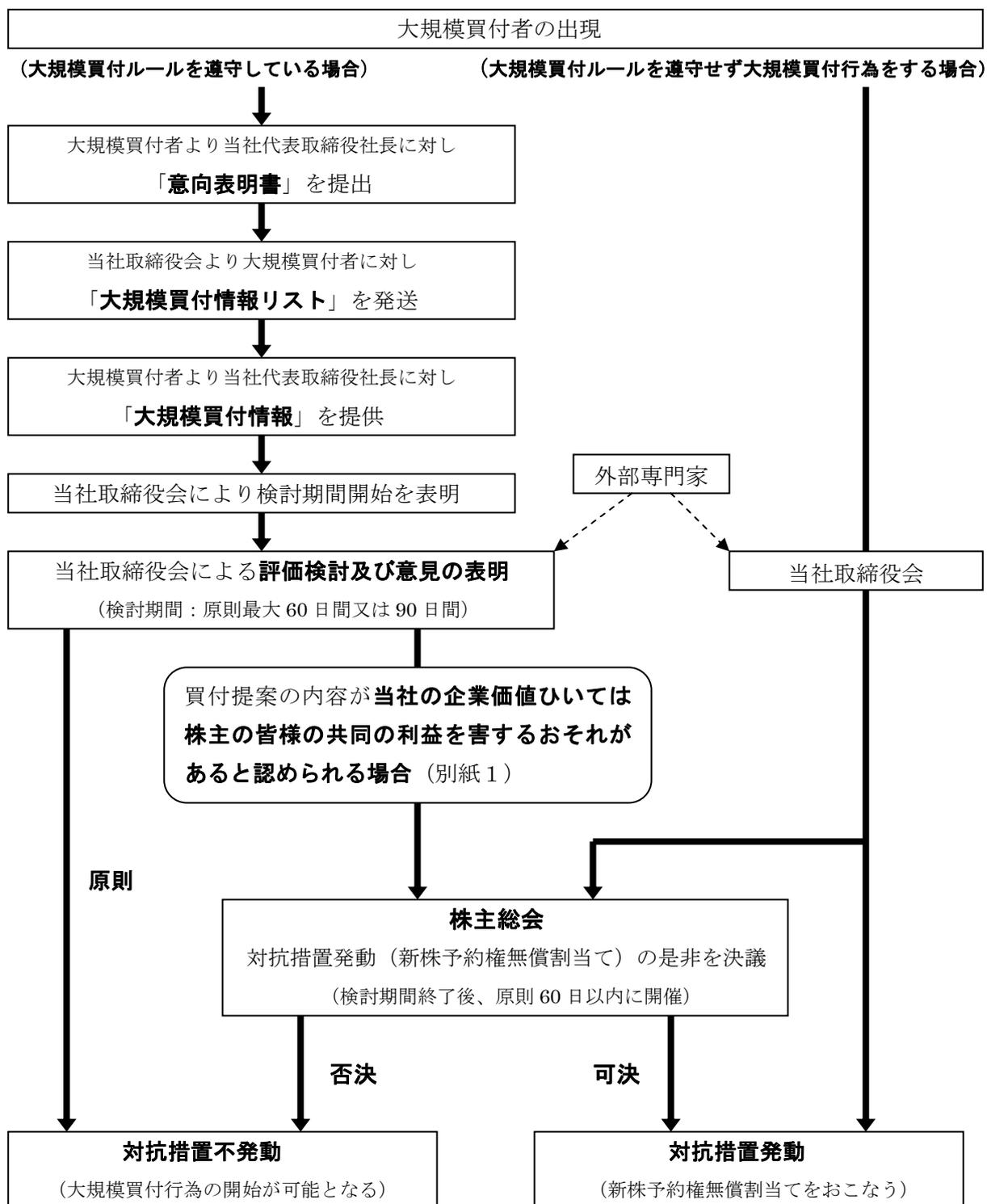
(注1) 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じとします。

(注2) 公開買付け(金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。)によって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じとします。)の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者及びその者の特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じとします。

(注3) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に規定されます。)をいいます。

本プランの概要図

この概要図は、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（本プラン）における大規模買付ルール概要をご理解いただくための参考資料です。詳細については、本プランの本文をご確認ください。



以上

## 別紙 4

当社株式の状況（平成 24 年 9 月 30 日現在）

1. 発行可能株式総数            370,080 株
2. 発行済株式の総数        134,819 株
3. 株主数                        5,796 名
4. 大株主（上位 10 名、自己株式を除く）

| 株主名                       | 持株数（株） | 持株比率（%） |
|---------------------------|--------|---------|
| 株式会社ビレッジセブン               | 19,419 | 15.42   |
| 七村 守                      | 16,516 | 13.12   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 12,551 | 9.97    |
| ヤフー株式会社                   | 7,000  | 5.56    |
| 岩見 則男                     | 2,440  | 1.94    |
| 清水 洋                      | 2,400  | 1.91    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）   | 2,373  | 1.88    |
| 片山 晃                      | 2,226  | 1.77    |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口） | 1,873  | 1.49    |
| 野村 宗芳                     | 1,426  | 1.13    |

（注）上記持株比率については、自己株式（8,923 株）を控除して算出しております。